

企業立地促進区域【葛尾村】

令和7年3月31日時点

1. 避難解除区域及び現に避難指示であつて法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域			認定期限	雇用特例適用期限	(参考)避難指示解除
大字	字	地番			
葛尾	字野行	85番地（土地活用がなされる範囲に限る）、100番地2（土地活用がなされる範囲に限る）、107番地1（土地活用がなされる範囲に限る）、145番地1、146番地1、147番地1、148番地1、150番地1、152番地1から2、153番地1から2、154番地1から4、244番地			
国有林 磐城森林管理署		1078林班のうち「ち2」、「ち6」、「り」及び「イ」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1079林班のうち「と」、「り」及び「る」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1080林班のうち「ろ」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1081林班のうち「ぬ」、「る」、「わ1」、「わ2」、「か」及び「な」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1083林班のうち「ほ」及び「ち」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1084林班のうち「い1」から「い5」、「は」、「に2」及び「と」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1085林班のうち「い2」及び「2」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1086林班のうち「る1」、「る5」、「る7」、「る8」、「わ」、「か」、「よ」及び「口」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1092林班のうち「ほ」、「へ1」、「へ2」、「ぬ1」、「ぬ2」及び「ぬ4」から「ぬ8」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1093林班のうち「へ」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1094林班のうち「わ」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）	R14. 3. 30	認定を受けた日 (R14. 3. 30まで)から5年を経過する日までの期間	R7. 3. 31
葛尾	村道地蔵沢線				
葛尾	字柏原	1番地2から10、1番地12から21、2番地1から3、2番地7から15、3番地1、3番地3、3番地6から8、5番地1から3、10番地1、10番地3、12番地1から3、12番地5から16、14番地1、16番地、17番地1から2、18番地1、19番地5から6、19番地11、19番地13から23、20番地1、20番地3、20番地6、21番地1から5、22番地2から7、23番地3から4、23番地6、23番地9から20、24番地1から5、25番地1から2、25番地5、26番地7、26番地10、26番地12、26番地14、			
	字野行	26番地16から20、27番地3から7、27番地12から15、29番地2から3、29番地15から16、30番地2から6、32番地14から16、33番地、34番地1から6、35番地、36番地1から4、38番地1、39番地、41番地1、47番地、48番地1、48番地3から4、49番地1から3、50番地1、51番地1から3、52番地1から2、53番地、54番地1から2、55番地1から3、55番地5から7、56番地、57番地1から6、58番地から118番地、119番地1から2、120番地から129番地、130番地1、130番地3から5、130番地7から8、131番地、132番地1から2、133番地から144番地			
	字小出谷	1番地1、1番地7から11、1番地13、3番地1、5番地2、5番地5から10、5番地12から16、6番地1、7番地1から2、8番地から9番地、10番地2、13番地から18番地、19番地1から2、20番地1、20番地4から11、21番地1から7、22番地1から4、23番地1、24番地1、24番地3、24番地5、27番地1から2、27番地18、27番地22、27番地25、27番地27から39、35番地1、36番地1、36番地3から4、39番地4、39番地7から10、40番地1から6、41番地1から5、42番地1から2、43番地1から4、44番地1、44番地6から8、45番地1から2、45番地4、45番地11、45番地13、46番地1から2、47番地3、47番地14から17、48番地1、49番地1、49番地3から4、50番地1、54番地、55番地1、55番地4、56番地1から3、56番地7、58番地1、58番地3、59番地1、59番地4、60番地1、60番地6、61番地1から2、62番地1、64番地1から2、65番地1から2、65番地5、67番地、67番地6、68番地、69番地1、70番地1、70番地4、71番地1、71番地8、72番地1、72番地4、73番地、75番地1から2、76番地、79番地2、80番地2、84番地、86番地4、88番地から89番地、90番地1から2、90番地5、91番地1から2、93番地1、93番地3から7、95番地1、95番地3から4、97番地、99番地1から16、102番地2、102番地4、102番地14から18、102番地20、 103番地2、103番地4から5、103番地8から9、104番地1から2、107番地2、107番地4から6、107番地8から9、107番地11から12、109番地1から2、111番地1、111番地3から4、116番地1から3、117番地、118番地1から2、119番地、121番地2から10、122番地1から2、137番地から138番地、139番地2、141番地、155番地、157番地、158番地1から2、159番地から169番地、170番地1から2、171番地、173番地1から2、174番地、175番地1から2、176番地から180番地、181番地1から6、182番地から184番地、188番地1、188番地3、193番地から194番地、195番地1から2、196番地1から2、197番地1から2、198番地、199番地1から2、200番地1から2、201番地1から2、202番地1から2、203番地1から2、204番地、205番地1、206番地から223番地、224番地1から2、225番地1から2、226番地から243番地、245番地から248番地	R11. 6. 11	認定を受けた日 (R11. 6. 11まで)から5年を経過する日までの期間	R4. 6. 12
国有林 磐城森林管理署		1090林班のうち「イ」の区域			
		R4. 6. 12に避難指示が解除された土地に接する道路（隣接する部分に限る）、県道浪江三春線、村道柏原・阿掛線、村道野行・岩角線、村道落合・下野行線、林道野行・大笠線	R11. 6. 11	認定を受けた日 (R11. 6. 11まで)から5年を経過する日までの期間	R4. 6. 12

別紙

落合	字関下	全域	認定を受けた日 (R5. 6. 11まで) から5年を経過する日までの期間	H28. 6. 12		
	字西ノ内	全域				
	字菅ノ又	全域				
	字落合	全域				
	字夏湯	全域				
	字大放	全域				
	字手倉	全域				
	字家老川	全域				
	字木取場	全域				
	字大笹	全域				
葛尾	字風越	全域	認定を受けた日 (R5. 6. 11まで) から5年を経過する日までの期間	H28. 6. 12		
	字梨木平	全域				
	字堂平	全域				
	字中平	全域				
	字銅谷平	全域				
	字敷井畠	全域				
	字中清水	全域				
	字閑場	全域				
	字北平	全域				
	字登館	全域				
	字ハツ田	全域				
	字仲田	全域				
	字東平	全域				
	字板木	全域				
	字下ノ内	全域				
	字湯口	全域				
	字小坂	全域				
	字広谷地	全域				
上野川	字東	全域	認定を受けた日 (R5. 6. 11まで) から5年を経過する日までの期間	H28. 6. 12		
	字仲谷地	全域				
	字上野川	全域				
	字宝伝前	全域				
	字赤根久保	全域				
	字遠ノ子	全域				
	字静田和	全域				
	字仲迫	全域				
	字境ノ岫	全域				
	字一盃森	全域				
	字三本松	全域				
	字蟹山	全域				
野川	字湯ノ平	全域	認定を受けた日 (R5. 6. 11まで) から5年を経過する日までの期間	H28. 6. 12		
	字十良内	全域				
	字六良田	全域				
	字町	全域				
	字閑場	全域				
	字廻田	全域				
	字仲ノ内	全域				
	字南仲ノ内	全域				
	字草刈場	全域				
	字浜井場	全域				
	字中島	全域				
	字蔵久	全域				
	字清ノ内	全域				
	字湯殿	全域				
国有林 磐城森林管理署	1062~1064林班、1226~1286林班			認定を受けた日 (R5. 6. 11まで) から5年を経過する日までの期間	H28. 6. 12	